

後方支援活動訓練の留意事項

- テントの設置について
陸上競技場の芝生部分を除いた、トラック及びフィールドへ設置すること。
各県大隊割り当て場所はテント配置図で確認し、陸上競技場内の表示に従うこと。
各県隊のテントの置き方については、陸上競技場の中央（芝生部分）が見えるように配置する事。
- 火の使用場所について
陸上競技場の芝生部分を除いた、トラック及びフィールドで使用すること。
火を使用する機器の下に不燃材を設置すること。（各県隊において準備）
プロパンボンベは、机の脚等へ固定し転倒防止を図ること。
- 清潔区域の確保について（デコンタミネーション）
陸上競技場の4隅の出入口及びメイン出入口に除染場所（足洗場等）を設置する。
支援車や拠点機能形成車についても、できる限り清潔区域確保の意識を持つこと。
- 給食訓練について
食事を実施する場所については、ブルーシート等で汚れ防止対策を図ること。
食事は可能な限り県隊単位で取る様にし、各県内消防本部間の情報共有及び連携強化を図ること。
- ゴミの管理について
自己完結型の訓練の趣旨を踏まえ、各県隊において責任を持って処理すること。
なお、実災害での長期滞在を考慮した、ゴミの削減について工夫すること。
- 悪天候時の避難場所について
宿営地における、雷等の天候の悪化時においては、避難場所として陸上競技場西側の雨天練習場及び観覧スタンドの屋根下エリアを確保している。
- 松江総合運動公園内出入口の開閉時間について
松江総合運動公園（宿営地）正面入口については、夜間訓練終了後の22時30分に閉鎖する。翌日の開放については4時30分を予定している。

後方支援活動における隊員除染について
～清潔な居住スペースの確保を目指して～

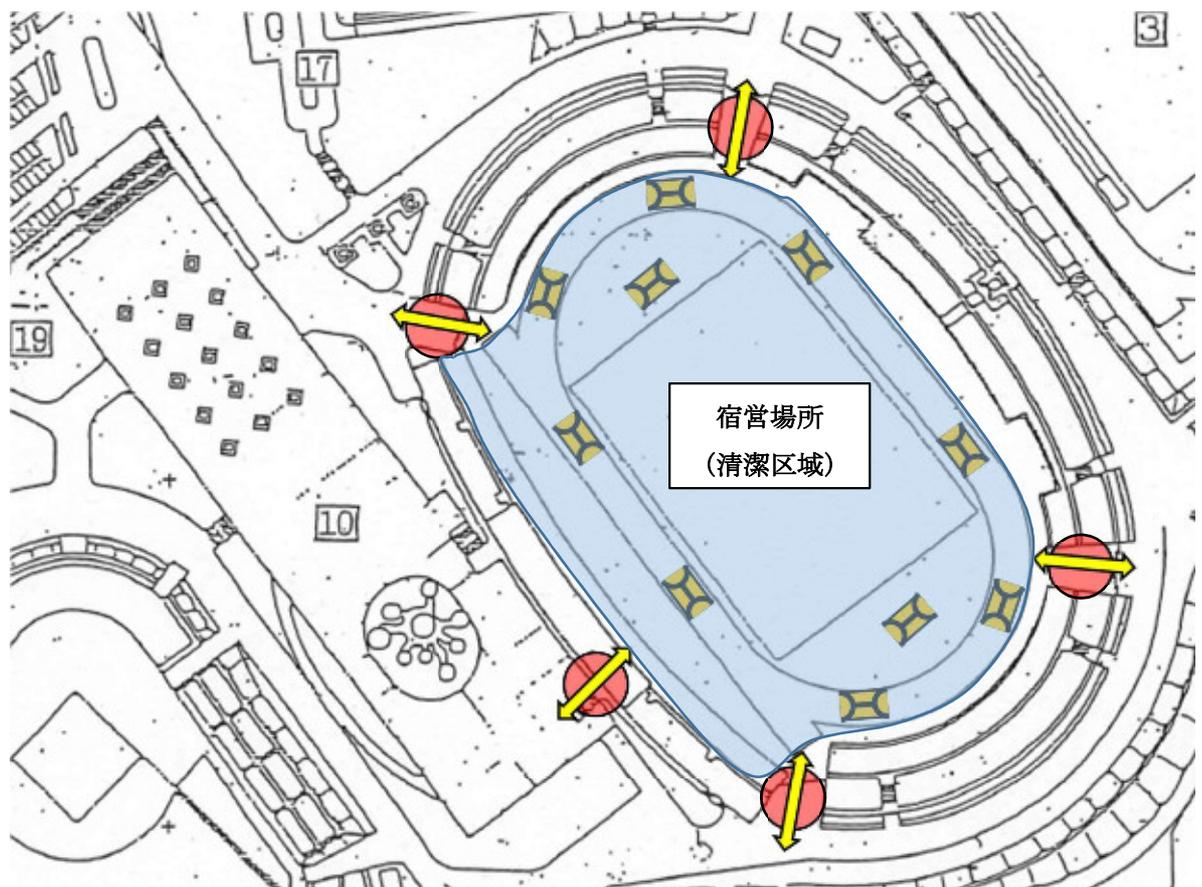
緊急消防援助隊の後方支援隊は、活動隊員の疲れを取るために食事、テントでの休憩及び宿泊を行う「居住スペース」を設定することが大きな任務となっています。

過去の実派遣では、活動隊員の服、靴及び身体の汚れが見受けられ、その汚れを各々で落としてから食事や休憩を行っていましたが、消防署（局）の庁舎等とは違い、玄関等の汚れを落とす（除染）場所も決まっていないのが現状です。

平成29年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項においては、「汚染・感染予防等を考慮する後方支援活動」が示されていることから、本訓練での申し合わせ事項として下記に示す場所からの出入については、除染場所を設定させていただき、隊員の動線を規制することで「清潔な居住スペース」を確保する趣旨の除染活動訓練（デコンタミネーション）を実施します。

なお、支援車及び拠点機能形成車内においても同様の考えで行動していただき、今後の各県隊における後方支援活動を実施する際の検証の一助としてください。

除染場所の案内図



● 印の場所へ除染資機材を設置する。衣服や靴の汚れを取り除き宿営場所へ入ること。

↔ 印の場所は隊員の出入口（宿営場所出入口）